

議案第 35 号

帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第22号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第 2 条 帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100分の230」を「100分の232.5」に改め、同項第 2 号中
「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の帯広市議会議員
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新
条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（説 明）

帯広市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しよ
うとするものである。